H30.12.17

建築物バリアフリー条例改正に伴う「施設整備マニュアル」改訂案（一般客室）

■概要

* 宿泊施設の車いす使用者用客室を除く、一般客室について、「建築物バリアフリー条例」（以下「条例」という。）の改正を検討している。
* 国土交通省の「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」（以下「検討会」という。）の検討状況や条例改正も踏まえ、施設整備マニュアルも同様の基準を記載する。

■整備基準の解説

凡例　●遵守基準の解説　◎望ましい整備

|  |  |
| --- | --- |
| 段差経路 | ●客室内に階段又は段差を設けない。ただし、同一客室内において複数の階がある場合、こう配1/12を超えず幅70㎝以上の傾斜路を併設する場合又は浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合は、この限りでない。●客室出入口から一のベッド、便所及び浴室等までの経路の幅は、最低限70㎝を確保する。 |

■望ましい整備

|  |  |
| --- | --- |
| 段差経路 | ◎浴室の内側に設ける防水上必要な段差は、2㎝以下とする。◎便所及び浴室等の出入口の前は、車いす使用者が直進でき、かつ、直角に曲がれるよう100㎝以上とする。 |